

令和5年度（2023年度）医療施設等非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金交付要綱

（目的）

- 1 この補助金は、災害により長期の停電又は断水が発生しても医療機関等の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者）

- 2 この補助金の交付の対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、非常用自家発電設備（医療機関等の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）又は給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保する受水槽又は地下水利用のための設備）を整備する次の者とする。

ただし、（2）及び（3）においては、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

- （1）救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者とする。（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）
- （2）国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（病床を有する診療所に限るものとする。）の開設者とする。
- （3）病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者とする。（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。）

（補助対象経費）

- 3 補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表の第2欄に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
- （4）既存建物の買収に要する費用
- （5）その他の整備費として適当と認められない費用

（補助金交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助する。

(補助金の交付申請)

- 5 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。))に、次に掲げる書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(保福第1の2号様式)
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書(保福第1の16号様式)
 - (3) 経費の配分調書(保福第1の18号様式)
 - (4) 事業予算書(保福第1の20号様式)
 - (5) 事業計画書(保福第32号様式)
 - (6) 工事仕様書
 - (7) 工事設計図
 - (8) 工事仕様書
 - (9) その他参考となるべき書類

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - (1) 補助事業者等は規則、本補助金交付要綱及び本補助金の交付決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - (2) 補助対象経費の配分を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の目的を実質的に変更するものではないときは、この限りではない。
 - (3) 補助事業等の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所(設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - イ 建物の規模、構造又は用途(機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - (4) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
 - (5) 補助事業等が予定の期限までに完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (6) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
 - (7) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
 - (8) (7)の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
 - (9) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (10) 補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなけれ

ばならない。

- (11) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第1号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を道に返還しなければならない。
- (13) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (14) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (15) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定による厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (16) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
- (17) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (18) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど知事が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (19) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (20) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊

し、又は担保に供したとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- (21) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (22) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (23) (6) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (24) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(補助金の交付決定内容等の変更)

- 7 この補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業等の内容又は補助対象経費等の内容を変更しようとするときは、速やかに補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に第5に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(状況報告等)

- 8 この補助金の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができるものとする。

(工事完成届)

- 9 補助事業に係る建設工事が完了したときは、速やかに工事完成届(保福第1の27号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

- 10 補助事業者は、補助事業等が完了した日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書(保福第1の2号様式)
 - (2) 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
 - (3) 事業精算書(保福第1の31号様式)
 - (4) 事業実績書(保福第32号様式)
 - (5) 契約書の写し
 - (6) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - (7) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図
(各室の用途を示すこと。)
 - (8) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書

- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による竣工検査書の写し
- (10) その他参考となるべき書類

附則

この要綱は、令和5年12月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
(1)非常用自家発電設備 1か所当たり 161,049 千円	(1)非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	0.33
(2)燃料タンク1か所当たり 32,184 千円	(2)非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	
(3)受水槽1か所当たり 148,413 千円	(3)受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
(4)給水設備1か所当たり 69,790 千円	(4)給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	